

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員 10 人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。